

## 静岡・清水商工会議所合併協議特別委員会 会議傍聴規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡・清水商工会議所合併協議特別委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、20人程度とする。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴の受付は、会議の開催日に所定の場所で先着順に行う。

2 傍聴人は、会議傍聴人名簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

(遵守事項)

第4条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

(傍聴人の退場)

第5条 議長は、会議が非公開となったときは、傍聴人の入場を拒み、又は退場させることができる。

2 議長は、傍聴人は前条の規定に違反したときは、これを制止、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年8月26日から施行する。